

概要版

北本市
kitamoto city

第3期 北本市教育振興基本計画

～共に学び 未来を拓く 北本の教育～

(令和5年度～令和9年度)



令和5年2月

北本市教育委員会

北本市教育振興基本計画とは

○教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した計画です。

○北本市全般の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」との関係性と、「北本市教育施策大綱」との連動性を踏まえた、教育行政分野における計画です。

○第3期計画の計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間です。

○第3期計画では、第2期計画(平成30年度～令和4年度)の成果や課題を明らかにし、引き続き、中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定した計画です。



基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

～第1期及び第2期計画で掲げた、この色あせることのない基本理念を継承します～

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、上記の基本理念を掲げます。

基本目標

- I 確かな学力と自立する力の育成
- II 豊かな心と健やかな体の育成
- III 質の高い学校教育の推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
- V 生涯学習とスポーツの振興
- VI 文化財保護の推進

基本理念
「共に学び 未来を拓く 北本の教育」
に基づく6つの基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

- 1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 3 「知・徳・体」の基礎の確実な習得の取組
- 4 進路指導・キャリア教育の推進
- 5 本物にふれる事業の推進
- 6 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

- 1 基本的人権を尊重する教育の推進
- 2 人権啓発活動の推進
- 3 心の教育の推進
- 4 ボランティア・福祉教育の推進
- 5 生徒指導・教育相談体制の充実
- 6 児童生徒の健康の保持増進
- 7 運動習慣の形成と体力向上の推進
- 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

III 質の高い学校教育の推進

- 1 小中一貫教育（学校4・3・2制）をはじめとした異校種間連携の推進
- 2 地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
- 3 教職員の資質の向上
- 4 教育環境の整備・充実
- 5 学校経営の改革推進

IV 家庭・地域の教育力の向上

- 1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
- 2 地域の教育推進体制の充実
- 3 子供の読書活動の推進
- 4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

V 生涯学習とスポーツの振興

- 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進
- 2 学習施設の整備・運営の充実
- 3 スポーツ活動の推進
- 4 文化芸術活動の推進

VI 文化財保護の推進

- 1 文化財保護の調査と研究
- 2 文化財の保存と管理
- 3 文化財の啓発と活用
- 4 郷土芸能の継承と支援